

議案第67号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市手数料，使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき，公平性・公益性の確保の観点から，介護保険料に係る督促手数料の額を見直すとともに，介護保険料の保険料率及び減免に係る規定を現状に即して整理するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 60,720円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(<u>令第39条第1項第1号イ(2)</u>に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(<u>令第39条第1項第1号イ(2)</u>に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(<u>同号イ</u>((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7)から(14)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第11条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>100円</u>とする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 60,720円</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者(<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項</u>に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(<u>同法第2条</u>に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(<u>令第39条第1項第1号イ</u>((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7)から(14)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第11条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>50円</u>とする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに</p>

<p>該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 第1号被保険者が第5条第1項第1号に<u>該当する者(令第39条第1項第1号口に規定する被保護者を除く。)</u>又は第5条第1項第2号若しくは第3号に<u>該当する者</u>であって、かつ、<u>全ての世帯員について前年の所得がない世帯に属する者</u>で、規則で定める要件を満たす者であること。</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 第1号被保険者が第5条第1項第1号に<u>該当し、老齢福祉年金を受給している者(生活保護法に規定する被保護者を除く。)</u>であって、かつ、<u>すべての世帯員について前年の所得がない世帯に属する者</u>で、規則で定める要件を満たす者であること。</p> <p><u>(6)</u> 第1号被保険者が第5条第1項第2号又は第3号に<u>該当し、すべての世帯員について前年の所得がない世帯に属する者</u>であって、規則で定める要件を満たす者であること。</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
---	--

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第6号イ及び第14条第1項第5号の改正規定並びに同項中第6号を削り、第7号を第6号とする改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の取手市介護保険条例（以下「新条例」という。）第14条の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 新条例第11条の規定は、平成29年4月1日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。